

地域計画の変更にかかる手続きについて

○地域計画の変更申出

地域計画の策定に伴い、「農業振興地域整備計画の変更（以下「農振変更」）」や「農地転用」をする際の要件に、「地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること」が追加されました。そのため、農地転用の申請の前に、地域計画の変更（対象農地を地域計画から除外すること）が必要になり、事前に「地域計画の変更申出」の手続きが必要となります。

地域計画の変更にあたっては、申出から公告まで2か月ほどかかります。そのため、農地転用の手続きは許可までの期間が延長となりますのでご注意ください。

なお、地域計画から除外された場合でも、農業振興地域整備計画変更の容認や農地転用許可を約束するものではありません。

【農振変更容認までの流れ】



※農振変更と地域計画の手続きを並行して行います。

【農地転用許可までの流れ】



※農振変更の後、転用許可申請をする場合、地域計画の変更申出は不要です。

○地域計画の変更申出期間

申出書は、以下の期間を申出期間として受け付けます。

- ・農振変更及び農地転用許可に向けた申出
7月10日、1月10日（10日が休日の場合は翌開庁日）の年2回
- ・農地転用許可のみに向けた申出
毎月10日（10日が休日の場合は翌開庁日）

○変更申出に必要なもの

1. 地域計画変更申出書
2. 登記事項証明書
3. 公図
4. 位置図
5. 委任状（土地所有者以外が代理で手続きを行う場合）
6. その他参考書類等

※1～5の書類は必須です。6は必要に応じてご提出ください。

※農振変更申請と併せて手続きをする場合は、2～6の書類の提出は不要です。

※登記事項証明書と公図等について、原本と複写をあわせてお持ちいただいた場合は原本をお返しいたします。

※農地転用許可に向けた申出の場合は、公図等に分筆予定線を記載してください。

※農地転用許可に向けた地域計画の変更申出については、農業委員会にて該当農地の農地転用見込みを確認後、「地域計画の変更申出書」を農林課農政班へ提出してください。